

介護保険

Q&A

介護保険が始まって5カ月、県にはこんな質問が寄せられています

Q サービス事業者を選ぶとき、どんな点に注意すればよいのですか？



A 営業日、営業地域、事故発生時の対応、自己負担額、その他の料金(食事代、キャンセル料など)を確認することが必要です。また、サービスに不満がある場合の苦情処理の担当者も確認しておきましょう。

Q 要介護認定の判定に不服がある場合は、どうしたらよいのでしょうか？

A まず、市町村で説明を受けてください。その説明で納得できないときは、県に設置されている介護保険審査会に不服申し立てができます。不服申し立ての手続きについては、市町村役場または県介護保険室へおたずねください。

Q 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設や病院などの介護保険用のベッド)に入所・入院しますが、おむつ代を支払う必要はありますか？



A おむつ代はもちろん、リハビリパンツ、失禁パンツ、おむつカバー代も、介護報酬に含まれていますので、支払う必要はありません。また、おむつカバーの洗濯代も支払う必要はありません。

Q 事業者の介護サービスの内容などに不満がある場合、どうすればよいのですか？

A 事業者に、直接、改善を要求できます。また、担当の介護支援専門員や市町村も苦情の相談を受け付け改善指導します。これらの方法で改善が見られない場合は、熊本県国民健康保険団体連合会に対して苦情を申し立て、改善を求めることができます。

◎熊本県国民健康保険団体連合会
苦情相談受付窓口

☎096-214-1101



【介護支援専門員(ケアマネージャー)】

介護を必要とする人に代わって、その人に適した介護サービスの利用計画を作る専門職。保健・医療・福祉の分野で5年以上の経験を持ち、試験合格後、実務研修を終了した人。

Q 特別養護老人ホームに入所していますが、入院することになりました。退所することになるのでしょうか？



A 入院見込み期間が3カ月以内であれば、入所していた特別養護老人ホームに戻ることができます。

Q 介護保険施設に入所していますが、外泊する場合、外泊先で訪問介護を受けることはできますか？

A 外泊中は、全額自己負担ならサービスを受けることは可能ですが、1割の自己負担だけで、訪問介護の居宅サービスを受けることはできません。

事業者と利用者間の情報不足によるトラブル 介護保険の相談先がわからないといった問題解消のため 県では、こんな事業を始めます！



【介護保険サービス事業者の研修を行います】

介護保険サービスの利用者がより適切なサービスを受けられるようにするため、サービス事業者に対し、研修を行います。

【専門の相談員が相談に応じます】

介護保険全般についてわからないこと、具体的なサービスの内容や利用手続きなどについて、専門の相談員が相談に応じます。詳しくは市町村役場または県介護保険室へおたずねください。

■お問い合わせ先／熊本県介護保険室 ☎096-383-1111(内線7097・7106)

知事室から



熊本県知事
潮谷義子

残暑なお厳しき折ですが、朝夕は初秋の風が吹き、ずいぶんと過ごしやすくなりました。

さて、介護保険制度も四月一日のスタートから五カ月が過ぎました。熊本県は高齢化率が二〇七%と全国平均の一六七%を大きく上回り、七年程度早く高齢化が進んでいると言われております。中でも、援護を必要とすることが多い七十五歳以上の高齢者の方々が年々増加している中で、介護保険制度は今後の社会の根幹をなすべき重要な制度だと言えます。

県では、この介護保険制度の円滑な運営を支援するため、三月に策定した高齢者の方々の保健福祉に関する総合計画「高齢者ががやきプラン」に基づき、介護支援専門員の試験や研修、サービス事業者の育成、介護サービス基盤整備の支援など、高齢者の方々が自立した生活を送れるようさまざまな取り組みを行っているところであります。

しかし、介護保険制度は緒についたばかりということもあり、要介護認定にかかわる問題や、短期入所生活介護の利用枠の拡大など検討すべき課題があり、サービス利用の仕組みなど十分慣れておられない方も多いと思われれます。このため、県では介護保険制度を皆様にもっと理解していただくよう、介護保険専門相談員を配置し、高齢者の方々の介護保険にかかわる不安や悩みの解消にも努めることにしています。

今後とも、県民の皆様をはじめ関係の方々々と手を携えて、高齢者の方々が安心して暮らせる環境づくりを進めて参りたいと思います。